

平成25年1月1日

安全の手引き

- 第1…防犯の手引き
- 第2…緊急事態に備えた心得

在チュニジア日本国大使館

第1 防犯の手引き

はじめに

2011年1月の政変により、23年間の長きにわたりチュニジアを統治してきたベンアリ政権は崩壊し、同年10月23日には、チュニジア史上初となる民主的な選挙「制憲国民議会選挙」が実施されました。国民の多くは、今回の政変を国民が勝ち取った成果として歓迎しており、チュニジアは民主化に向け、新たな国作りを進めています。一方、政変発生のきっかけとなった失業問題や経済格差等の問題は依然山積していることもまた事実で、新政権が発足した現在のチュニジア内政状況は依然不安定な状況にあると言えます。

2011年、中東諸国で巻き起こった民主化運動の先駆けとなったこのチュニジアは、地中海に面し、美しい自然と数多くの遺跡に恵まれ、アラブ諸国の中では自由な雰囲気を持つ国であり、今後のチュニジアの民主化の発展と治安の安定の動向は、世界中から注目されると言えるでしょう。

この手引きは、在留邦人あるいは旅行者や出張者の方々が、このように劇的に変化するチュニジアにおいて、犯罪被害に遭わずに生活や旅行を楽しんで頂けるようにとの願いを込めて作成したものです。

万一、事件や事故に遭ったときに大使館に連絡して頂くのは勿論ですが、日常生活での心配や不安な点がある時にもお気軽にご相談下さい。

目次

1. 防犯の基本的な心構え
2. チュニジアにおける犯罪の特徴
3. 邦人被害の犯罪事例
4. 防犯対策
 - (1) 住居防犯対策
 - (2) 車に関する防犯対策
 - (3) 外出時の対策
 - (4) 性犯罪対策
5. 交通事故防止対策
 - (1) 車を運転する場合
 - (2) 歩行者の場合
6. テロ対策
 - (1) チュニジアのテロ情勢
 - (2) テロ被害防止対策
7. 緊急連絡先
8. チュニジア国内の主な病院
9. 緊急時の言葉

1. 防犯の基本的な心構え

(1) 安全のための三原則の厳守

海外では、「自分と家族の身は自分で守る」という心構えをもって、安全のための三原則、「目立たない」、「行動を察知されない」、「警戒心を怠らない」を念頭において行動することが大切です。

- ・「目立たない」とは、その時々にあわせた服装をする等周囲にできるだけとけ込むようにすることです。
- ・「行動を察知されない」とは、出退勤・買い物等の時間や道順の定型的なパターンをできるだけ回避することです。
- ・「警戒心を怠らない」とは、外出時は常に周囲の状況確認を怠らないようにすることです。

(2) 予防が最良の危機管理

事件・事故に巻き込まれてしまったからでは後の祭です。予防こそが最良な危機管理であることを肝に銘じ、予防のために必要な努力と経費を惜しまないことが重要です。予防するためには、情報収集を怠らず、一歩先の対策を講じることが大切です。

「今まで大丈夫だったから、平気だろう。」とか「私が被害に遭うことはないだろう。」等と考えていませんか。「大きく捉えて、小さくまとめる。」と言う気持ちで、安易な予測をせずに慎重すぎるくらいが丁度良いと心掛けてください。

(3) 現地の実態把握

安全のためだけでなく、現地生活を楽しむためにも現地の実態把握は必要です。市内地図等を利用して、自宅周辺や出先の状況を事前に確認して下さい。また、現地の常識（風俗、習慣、宗教、価値観、社会システム）の認識を深めることも必要です。加えて現地人の表情・動きを読み取る努力も大切です。このような努力を踏まえて初めて危険な事態を察知できるようになるのです。

(4) ネットワーク作りに心掛ける

普段から在留邦人はもとより、隣人、コミュニティー等との付き合い、様々な個人や組織との間でネットワーク作りを心掛けることが重要です。そうすれば、自然と様々な情報が入ってくるとともに、いざというときに隣人の助けも得ることができます。

長期滞在される方は、チュニジア日本人会に加入されることもお勧めします。

(5) 精神衛生と健康管理

生活習慣や慣習の大きく異なる海外での生活は、長時間にわたる緊張を余儀なくされる場合が多く、精神面、肉体面での自己管理が必要です。

2. チュニジアにおける犯罪の特徴

- (1) チュニジアの社会は基本的にはイスラム教によって律されており、このことが犯罪抑止にかなりの役割を果たしていると思われれます。しかし、一方で国民の意識や社会環境が変化し、都市部への人口流入、高い失業率、物価上昇等の要因もあいまって犯罪発生件数は増加傾向にあると推察されます。また、2011年に発生した政変以降、現在のチュニジアの治安は政変前の水準までは回復していないと言えます。

- (2) 新聞紙上では、様々な態様の犯罪が報道されていますが、なかには銃器を使用した銀行強盗、刃物を使用した強盗、殺人事件といった凶悪犯罪も見られます。治安機関の情報によると、窃盗（強盗を含む）が圧倒的多数を占めており、しかも年々増加傾向にあります。これに次ぐのが暴行・傷害で、以下強姦等の性犯罪、詐欺等の経済犯罪が続いています。

3. 邦人被害の犯罪事例

邦人が犯罪に遭う例はそれほど多くありませんが、それでも年に数件は発生しています。以下、過去の事例をいくつか紹介しますので防犯対策を考える上での参考にして下さい。

(1) 強盗被害 その1

南部観光地の一人旅をしていた旅行者A（女性）さんは、簡易コテージ（出入口に施錠設備なし。）に宿泊中暑さのため屋外にベッドを出して寝ていたところを2人組の地元チュニジア人に襲われ、頭部を殴られて重傷を負うとともに、現金、カメラ等を盗まれた（事件直後に犯人は逮捕されたが被害品は発見されませんでした）。

(2) 強盗被害 その2

観光のため郊外列車（TGM）を利用していたBさんは、電車内で数人の若者に囲まれ、バックを奪われた後、犯人等は走行中の電車の窓等から外へ飛び降り、そのまま走って逃げていった（若者は、駅ホームで満員電車に乗ることを躊躇していたBさんに親切を装い近づき、窓近くの場所を案内した上で犯行に及んだそうです）。

(3) 強盗被害 その3

チュニス在住のCさんは、勤務先からの帰宅途中、前方にいた男がいきなり刃物を出して持っている携帯電話とバックを差し出すよう脅迫してきたが、隙をみて逃げだし前方の歩行者に助けを求め難を逃れた（被害なし）。

(4) 置き引き被害 その1

パリ在住の旅行者Dさんは、モナステールにあるホテルのレストランで食事中、ちょっと席を立った隙に座席近くに置いていたパスポート入りのバックを盗まれた（空港、ホテル、レストラン等においては、置き引き被害の例は後を絶ちません）。

(5) 置き引き被害 その2

チュニス在住のEさんは、地元の人でにぎわう市場において買い物を終えて、車両に荷物を積み込むために、持っていたハンドバックを路上に置いた一瞬の隙に、何者かにバックを持ち去られた。

(6) 空き巣被害 その1

チュニス在住のFさんは、日曜日の午前中、家族で買物に出かけその数時間後に帰宅したところ、玄関ドアが壊されており、屋内から現金等が盗まれていた（わずか数時間の不在中に発生しており、計画的犯行と見られます）。

(7) 空き巣被害 その2

チュニス在住のGさんは、旅行から自宅に戻ったところ、自宅裏の勝手口ドアが開放されており、自宅内から現金等が盗まれていた（被害者の家は常時1名の警備員を雇っていましたが、警備員は犯行に気付かず、被害を防げませんでした）。

(8) 車に関する被害 その1

チュニス在住のHさんは、自宅前に駐車していた車の窓ガラスを割られ、ダッシュボックスの中からカルト・グリーズ(車両所有証明書)を盗まれた(物品の価値に関わらず、車両内に物を残して車から離れないよう心掛けてください)。

(9) 車に関する被害 その2

チュニジアに業務渡航中のIさんは旅行会社がチャーターした運転手付の車で地方出張の際、車内座席上にノートパソコン入りのバッグを残したままレストランで昼食中、車内を荒らされパソコンが盗まれた(運転手の施錠忘れの可能性が高い。運転手を過度に信用してはいけません)。

(10) 車に関する被害 その3

チュニス在住のJさんは、自家用車を路上に停めて、スース市内を観光していたが、2時間して戻ってみると車の後部ボディやブレーキランプが破壊されていた(当て逃げ)。

(11) ひったくり被害 その1

チュニス在住のKさんは、スース市のメディナを観光後車に乗り込もうとした際、首に下げていたデジタルカメラを肩にかけ直そうとしたところを2人組の男にひったくられた(デジタルカメラ、携帯電話は狙われやすいので人目につかないように携帯して下さい)。

(12) ひったくり被害 その2

チュニス在住のLさんは、自宅近所の歯科医師の診察を受けるために、路上に自家用車を停めて歩道を歩き始めたところ、後ろから近づいてきた男に持っていたB5サイズのセカンドバックをはたき落とされた。男は、そのバックを持ち去り、前方約20メートルに待たせていた仲間のオートバイの後部座席に乗ってそのまま逃走した。

(13) すり被害

チュニス在住のMさんは、朝の満員電車(メトロ)の中で手提げバッグのファスナーをひそかに開けられて財布を盗まれた(電車、バスの他、市街地やメディナ等の混雑している場所で、財布や携帯電話がすられる被害が多発しています)。

(14) 詐欺

ロンドン在住のNさんは、旅行先のハマメットで観光のためタクシーを拾い、観光地の案内を依頼したところ、停車した先で男数名が寄ってきて、旧市街を案内するなどと言われてカーペット店に連れて行かれ、抑圧された雰囲気の中で高価な品物を買わされた(観光案内は安心できる人に頼みましょう)。

また、犯罪被害ではありませんが、近年、チュニジア南部旅行中にキャメル(らくだ)ライディングツアーに参加して、怪我をする人が続出しています。大抵、ツアーには案内人が付いていますが、詳しい説明を受けることなくツアーに参加して、らくだから転落して怪我をする人がいますので、十分気を付けるようにして下さい。

4. 防犯対策

当地における犯罪被害は類型的なものが多く、日頃からその対策をよく考えて注意す

れば未然に防げるものがほとんどです。

(1) 住居防犯対策

- (ア) 住居の門扉やドアには2か所以上に頑丈な錠を取り付け、常時鍵を掛けておくこととし、特に、留守にしたり、就寝する時は確認を怠らないこと。
- (イ) 窓、ベランダには鉄格子を設置すること（特に低層階）。
- (ウ) 屋外灯は明るいものを設置し、視界を遮る樹木等は撤去して死角を作らないようにすること。
- (エ) 防犯センサー、防犯ライト等の防犯装置を設置すること。
- (オ) 貴重品は鍵のかかる場所に分散して保管すること。
- (カ) 使用人は身元をよく確認した上で雇うこと。使用人を過度に信用することなく、行動予定や旅行計画の詳細などは不必要に教えないこと。
- (キ) 長期間留守にする時は、信用のできる知人、隣人等に見回ってもらうこと。できれば信頼できる警備員を雇うことが理想。
- (ク) 来訪者に対しては、インターホン等により、相手の身元、用件を良く確認してから扉を開けること。セールスマンや道聞きの振りをして訪ねてくる者もいるので要注意。そのような人物に対しては、明確に拒絶すること。
- (ケ) 番犬を飼うのも効果的。
- (コ) 外出する時は特に要注意。自宅出入口付近ですれ違う人に対しては、声かけを行い、相手の顔（目）をよく見て、特徴を記憶しておくこと。
また、不審な駐車車両がある場合には、ナンバーをメモすること。
- (サ) 行動をパターン化せず、日時を変えたり経路を変更したりすること。
- (シ) 帰宅時、扉を開く際には、直前に周囲を見回し、こちらを窺っている者がいないか、必ず確認すること

(2) 車に関する防犯対策

- (ア) 路上駐車を避け、できるだけ車庫・駐車場に入れることとし、人目の届かない場所への長時間駐車は避けること。
- (イ) 短時間でも確実にドアロックをすること。警報器の設置も効果的。
- (ウ) 車内に物を残さないこと。やむを得ない場合はトランクに入れて鍵を掛けること。
- (エ) 車から降りる際には、要注意。付近にこちらの様子を伺う者がいないかどうか、よく確認し、そのような者や車がある場合には、一瞥して視線を合わせ、その者の特徴を記憶（車のナンバーメモ）しておくこと。

(3) 外出時の対策

- (ア) 一人での行動は極力避けること。
- (イ) 手荷物を常に身近で、しかもひったくり等に遭わないような持ち方に留意すること。
- (ウ) 当座必要な額以上の現金や貴重品を持ち歩かないこと。やむを得ない場合は目立たないように、着衣の下に隠して身につけるか、ホテル等に預けること。
- (エ) 人通りの少ない場所、薄暗い場所、見通しの悪い場所等は避けて通ること。
- (オ) 言い寄ってくる相手には充分警戒すること。

(カ) 旅行の際は、宿泊施設は一定水準以上の宿泊施設を利用することとし、野宿等は絶対にしないこと。

(キ) ホテルでの宿泊では、現金及び貴重品はフロントに預けること。

また、外出、就寝の際は、ドア、窓に必ず鍵を掛けること。

(ク) ヒッチハイカー等を同乗させないこと。

(4) 性犯罪対策

(ア) 昼間でも人気のない場所は避け、夜間の一人歩きはしないこと。

(イ) 男性だけがたむろするような場所に近付かないこと。

(ウ) 肌を露出する部分の多い刺激的な服装での外出をしないこと。

(エ) 女性一人での旅行は避けること。

(オ) 見知らぬ人を家の中に入れてないこと。

(カ) 見知らぬ人の車には絶対乗らないこと。

(キ) 見知らぬ人を車に乗せないこと。

5. 交通事故防止対策

チュニジアに来られた邦人の方は交通マナーの悪さに驚かれたことと思います。チュニジアは日本の交通事情とは大きく異なっており、2車線道路での4車列走行や、方向指示器を点灯せずに車線を変更したり、走行する車の間を縫って横断する歩行者が多くいる等交通法規が徹底されていないために交通死亡事故も多発しているようです。

そこで、以下の点に注意していただき、「交通事故から自分を守る。」という意識で楽しい観光や生活を送っていただければと思います。

(1) 車を運転する場合

(ア) 日頃から車両の整備・点検を励行すること。

(イ) 免許証、車検証及び車両保険証を必ず携行すること。

(ウ) 走行中は、十分な車間距離、安全な走行速度及び歩行者の飛び出し・横断等に注意するなど、防衛運転に徹すること。(これに尽きます。)

(エ) サッカー開催日の試合会場付近の走行は避けること。

(オ) 交通事故を起こした場合は、警察への通報と負傷者救護を怠らないこと。

(2) 歩行者の場合

(ア) 交通ルールを守ること。

(イ) 交差点を横断するときは、信号が青であっても左右の安全を確認すること。

特に、車の通行が日本とは逆になるので、よく確認すること。

(ウ) 車道と歩道の区別がない道路を通行するときは後方車両にも注意すること。

6. テロ対策

(1) チュニジアのテロ情勢

チュニジア政府は力を入れてテロ対策を行っており、これは新政府になっても継承されるものと思われますが、過去には2002年4月にジェルバ島で発生した爆弾テロ(21名が死亡)事件の他、2008年2月末には南部砂漠地帯においてイスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ組織を名乗るグループによる外国人旅行者2名の誘

拐事件（同年10月末にマリ国内で解放）が発生しています。また2012年12月にはアルジェリア国境付近において、武装したテログループが摘発され、多くの武器や爆発物等が押収される等の事件も発生していますので、各種メディア情報や大使館からのテロ情報には十分注意してください。

(2) テロ被害防止対策

テロの被害から身を守るために平素から注意していただきたいことは以下のとおりです。

- (ア) テロ犯人は事前に攻撃目標の下見を十分に行うと言われていています。不審な人物や車両などに注意し、「おかしいな」と感じたらその場を離れて下さい。
- (イ) 不審物を見つけたときは、「踏むな」「触るな」「蹴飛ばすな」の三原則を守り、直ぐに警察に通報して下さい。
- (ウ) 多くの人が集まる場所では特に不審物に注意して下さい。
- (エ) 外務省の発出するテロ情報等最新情報の入手に努めて下さい。
- (オ) 爆弾テロに遭遇した場合、窓ガラス等から離れ、爆風によるガラス片が降りかからない壁際や机・ベッドの下に伏せたり、潜り込んで下さい。爆発音が収まってから周囲を警戒しながら避難して下さい。
- (カ) 銃声が聞こえた場合は直ぐに地面に伏せ、射撃音の方向を確認した上で、反対方向を目指して低姿勢を取りながら現場を離れて下さい。

7. 緊急連絡先

以下は緊急時に連絡すべき公的機関ですが、日頃から信頼できる隣人・知人を持ち、最寄りの警察署、消防署、病院等を把握しておくことも大切です。

(1) 警察 (Police Secours)

緊急通報番号 (日本の110番に相当) : 197

(2) 消防 (Protection Civile)

緊急通報番号 (日本の119番に相当) : 198

(3) 救急車

(ア) 国内全域

公営 (Service d'Aide Médicale Urgente)

電話番号 : 190

(イ) チュニス市内 (私立)

クリニック・デュ・ラック (Clinique Du Lac)

電話番号 : 71-960-000

(4) 日本国大使館 (Ambassade du Japon en Tunisie)

電話番号 : (71) 791-251、792-363

※閉館時の緊急連絡先 : (98) 332-701、363-987

住所 : 9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajène 1082, TUNIS, TUNISIE

HPアドレス : <http://www.tn.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

開館時間 : 午前8時30分 ~ 午後0時30分

午後1時30分 ~ 午後5時00分

(但し、夏期、ラマダン期は変更となります)

土、日、祝祭日は休館

8. チュニジア国内の主な病院

チュニジアの医療水準は決して低くはありませんが、比較的設備等が整った国内の主な病院の一部をお知らせしますので、参考としてください。

- (1) クリニック・エル・マナール ; Les cliniques el Manar
(チュニス : エル・マナール) Tel: 71 875 000
- (2) クリニック・ラ・スークラ ; Clinique de la Soukra
(チュニス : スークラ) Tel: 71 758 888
- (3) クリニック・インターナショナル・ハンニバル ;
Clinique Internationale Hannibale
(チュニス : ラック 2) Tel: 71 137 400
- (4) クリニック・アメン・ラマルサ ; Clinique Amen la Marsa
(チュニス : マルサ) Tel: 71 749 000
- (5) クリニック・アメン・ミチュエルビル ; Clinique AMEN Mutuelleville
(チュニス・ミュチュエルビル) Tel: 71 791 533
- (6) クリニック・レスポワール ; Clinique de l'Espoir
(チュニス・エルメンザ 9) Tel: 71 889 999
- (7) ポリクリニック・ハマメット ; Polyclinique Hammamet (ハマメット)
Tel: 72 266 000
- (8) クリニック・オリビエール ; Clinique Les Oliviers
(スース) Tel: 73 242 711
- (9) オピタル・サドック・モカデン ; Hopital Regional Sadok Mokaden
(ジェルバ) Tel: 75 650 160

9. 緊急時の言葉

チュニス市を含め地方都市ではフランス語が通じますが、チュニジア南部の観光地に行きますとアラビア語(チュニジア方言)が主流となります。以下に簡単な緊急時の言葉をまとめました。

日本語	アラビア語(チュニジア方言)	フランス語
「泥棒」	サーラク	ヴォルール
「助けて」	アンナジュダ	オ・スクール
「危ない」	ロッド・ベーラック	アタンシオン
「救急車」	アンビュランス	アンビュランス
「パトカー」	カラハバ・ボリスィーヤ	ヴォアチュール・ドゥ・ポリース
「警察を呼んでくれ」	アイイトウリ・シヨルタ	アプレ・ラ・ポリース

第2 緊急事態に備えた心得

はじめに

チュニジアではここ数年来、大きなテロ事件等の発生を見ておりませんが、2011年の政変に見られるように今後も大規模な暴動等（以下「内乱等」という）が発生する可能性は否定できませんので、万一に備え、緊急事態に備える準備はしておく必要があります。

この様な内乱等の緊急事態発生の際には、当大使館としても全力でその対応に当たりませんが、そのような状況下では各自が責任を持って自己の安全対策に万全を期するよう努力することが必要です。

そこで当大使館では、そのような時に在留邦人の方への的確、迅速に対応できるよう以下のとおり平素の心構えと必要な準備、緊急時の行動について、必要な諸点をまとめてみました。

在留邦人の皆様は、本マニュアルを参考にして緊急時に落ち着いて対処できるように心がけて下さい。

目次

1. 平素の心構え・準備

- (1) 連絡体制の整備
- (2) 一時避難場所及び緊急時避難先
- (3) 緊急事態における携行品等、非常用物資の準備

2. 緊急時の行動

- (1) 心構え
- (2) 情勢の把握
- (3) 当大使館への通報等
- (4) 国外への退避

1. 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の整備

- (イ) 3ヶ月以上チュニジアに滞在予定の方は、在留届を提出して下さい。
- (ロ) 緊急事態は、いつ起こるとも限りません。予めそのような場合の家族間、企業内での緊急連絡方法につき決めておいて下さい。また、お互いに所在を極力明確にするようにして下さい。
- (ハ) 緊急事態発生の際には、当大使館より連絡網を通じて情報を提供するとともに、必要な指示を行います。電話回線等が使用できなくなる場合には、当館からのFM放送やNHK海外放送 (<http://www.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/top/index.html>) を通じて連絡を行うことがありますので、FM波や短波を受信可能なラジオ（電池の準備もお忘れなく）を購入しておいて下さい。

(2) 一時避難場所及び緊急時避難先

(イ) 一時避難場所の検討

内乱等が発生した場合、戦闘、争乱に巻き込まれる可能性があるため、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し、危険な場所に近付かないことを心がけて下さい。巻き込まれそうになった場合のとりあえぬ避難場所について、常日頃から頭に入れておくことが重要であり、自分がどこにいるか(勤務先、通勤途上、自宅等)、自分がどのような事態に巻き込まれそうか等、いくつかのケースを予め想定して各自の一時避難場所を検討しておいて下さい(外部との連絡可能な場所が望ましい)。

(ロ) 緊急時避難先

当大使館より、緊急事態発生時の状況に応じて、場合により緊急避難先への集結を指示することがあります。当大使館が指定する緊急避難先は以下のとおりですので、同避難先の位置を確認し、そこに至るルートにつき幾つかのケースを想定しておいて下さい。

・大使館：9, RUE APOLLO XI , CITE MAHRAJENE 1082-TUNIS (B.P.163)

TEL. (71)791-251, 792-363,

・大使公邸：17, RUE PROCOPE - CARTHAGE HANNIBAL

TEL. (71)721-133

・緊急連絡用携帯電話：98-332-701, 98-363-987

(3) 緊急事態における携行品等、非常用物資の準備

(イ) 旅券、現金、貴金属等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう予めまとめて保管しておいて下さい。

(ロ) 緊急時には一定期間自宅での待機を指示することもありますので、非常用食料、医薬品、燃料等を最低限10日分程度は準備しておいて下さい。

(ハ) 準備しておくべきチェックリストは別添のとおりです。

2. 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生し、または発生するおそれのある場合に、当大使館は邦人保護の万全を期するため、所要の情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い、上記方法により随時通報いたします。

平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群衆心理に巻き込まれることのないよう注意して下さい。

(2) 情勢の把握

(イ) 当大使館からの連絡は、電話、メール、当館HPにより随時通報いたします。

また、必要に応じて、大使館からFM放送を行い情報提供を行うこともあります。(周波数90.8MHz、但し出力の関係から大使館を中心とした半径約20Kmの範囲となります。)

(ロ) 緊急事態発生の際には、現地、海外報道、衛星放送テレビ等の視聴による情報収集を各自心掛けて下さい。

(3) 当大使館への通報等

(イ) 現場の状況のうち通報する必要があると認めたものは、随時、当大使館に直接

通報して下さい。その他の在留邦人の方の貴重な情報となります。

(ロ) 自分や自分の家族又は他の邦人の生命・身体・財産に危害が及んだ時又は及ぶおそれがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を当大使館に報告して下さい。

(ハ) 緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たることも必要になります。当大使館より在留邦人の方々にも助力をお願いすることもございますのでよろしくご協力下さい。

(4) 国外への退避

(イ) 事態が悪化し、各自又は派遣先の会社等の判断により、あるいは当大使館の指示により自発的に帰国、第三国へ退避する場合、その旨を当大使館へ通報して下さい。

(当大使館への連絡が困難である場合は、日本の外務省海外邦人安全課等へ通報するよう努めて下さい)。

(ロ) 当大使館が「退避勧告」を発出した場合、一般商業便が運行している間には、それを使って可能な限り早急に国外へ退避して下さい。一般商業便の運行がなくなった場合、あるいは満席でとれない場合等には臨時便利用、あるいはチャーター便の手配により、また、状況によっては、陸路、海上のルートを利用して退避することが必要になってくることもありますので、当大使館の指示に従うようにして下さい。

(ハ) 事態が切迫し、当大使館より退避又は避難のための集結を指示された場合には、上記1.(2)(ロ)で指定した緊急時避難先に集結して下さい。その際、しばらくの間同退避先で待機する必要がある場合も想定されますので、可能であれば上記1.の非常用物資を持参下さるようお願いいたします。なお、緊急事態発生時には場合により当大使館にて同避難先への交通手段をアレンジすることもあります。

(ニ) 当大使館で検討した集結場所から国外退避のルートは以下のとおりですので予め頭に入れておいて下さい。

- 航空機利用の場合
 チュニス・カルタージュ空港
- 海上ルート利用の場合
 ラ・グレット港

別 添

緊急事態に備えてのチェックリスト

1. 旅券等

旅券については、常時6ヶ月以上の残存有効期間があることを確認しておいて下さい。旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいて下さい。下段に血液型(BLOOD TYPE)何型と記載しておいて下さい。なお、当国における外国人登録証明書、滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいて下さい。出国許可、再入国許可が必要な場合は常に有効なものとしておくことが必要です。

2. 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジット・カード

これらのものは旅券同様にすぐに持ち出せるよう保管しておいて下さい。現金は家族全員が10日間程度生活できる外貨及び当座の必要のため現地通貨を最低限予め用意しておくことをお勧めします。なお、出国する場合の出国税及び空港使用税の用意も必要です。

3. 自動車の整備等

- (1) 自動車をお持ちの方は常時整備しておくよう心がけて下さい。
- (2) 燃料は常時十分入れておくようにして下さい。
- (3) 車内には、常時、懐中電灯、地図、ティッシュ等は備えおき下さい。
- (4) 自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている方と平素から連絡をとり、必要な場合に同乗できるよう相談しておいて下さい。

4. 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記1～3に加え、次の携行品を備えておいて、直ちに持ち出せるようにしておいて下さい。

- (1) 衣類・着替え(長袖、長ズボンが賢明。行動に便利で殊更人目をひくような華美なものでないもの、麻、綿等吸収性、耐暑性に富む素材が望ましい。)
- (2) 履き物(行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの)
- (3) 洗面用具(タオル、石鹸等)
- (4) 非常用食料等

しばらく自宅待機する場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員で10日間程度生活できる量を準備しておいて下さい。自宅から他の場所へ避難する際にもこれらを携行して下さい。

(5) 医薬品等

家庭用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏。

(6) ラジオ

NHK海外放送(ラジオジャパン)、BBC、VOA等の短波放送が受信できる電池仕様のもの(電池の予備も忘れないようにして下さい)。

なお、緊急事態が発生し、電話連絡ができない場合、必要に応じて大使館からのFM放送により情報提供を行うことがあります。(周波数 90.8MHz、但し、電波の届く範囲は出力の関係で、大使館を中心とした半径約20Kmの距離となります。)

(7) その他

懐中電灯、予備の強力バッテリー、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、可能ならヘルメット、防災頭巾(応急には子供用のクッション)。